

資本・人的関係による入札への参加制限について

庄原市役所 管財課 契約係

表題のことにつきまして庄原市では、今後入札参加者間に入札の適正さが確保できないと認められる資本関係又は人的関係がある場合には、以下のとおり一定の参加制限を行いますので、遺漏のないようお願いいたします。

この取扱いは、国の通達に基づき、広島県が事前審査型の一般競争入札において運用している扱いと同様のことを庄原市においても適用するものです。

記

1. 対象とする案件

庄原市で執行する建設工事、測量・コンサルタント等業務の入札案件
条件付一般競争入札、指名競争入札ともに対象とします

2. 適用する時期

平成20年12月15日以降に公告または指名通知を行う案件より

3. 制限の内容

つぎの場合は、その対象となる者について同一入札への参加を認めません。

- (1) 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と、その子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 上記(1)～(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4. 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する場合は、この制限の対象となるすべての参加申請者について、該当案件への入札参加を認めません。

5. 入札案件における本基準の確認方法・執行方法

(1) 条件付一般競争入札の場合

参加申請状況を確認し、制限の対象となる業者が同じ入札に参加申請した場合は、そのすべての該当業者について参加資格を認めません。

(2) 指名競争入札の場合

制限の対象となる業者を同じ入札に指名する場合は、指名通知の段階で、その制限の対

象となる業者のうち、一者以外は入札を辞退するように通知します。

もしこれを遵守せず、該当となる二者以上から入札があった場合は、開札時にその該当となる入札すべてを無効とします。

6．留意事項

入札参加者の関係が本基準に該当する場合に、本基準に対応する目的で入札を辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、差し支えないものとします。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 管財課 契約係 0824-73-1203(直通)

E-Mail:kanzai-keiyaku@city.shobara.hiroshima.jp